

なお、これらの情報については方法書に事業の内容等として記載されるものであるが、対象事業の内容、計画等が明確ではない段階で方法書を作成する場合には、決定していなくても実施される可能性が高いものは、その旨を明らかにした上である程度幅を持たせて記載するなど、方法書を読む者が事業内容を具体的にイメージしやすいように工夫することが必要である。また、事業計画案が検討された経緯や事業者の環境保全に関する考え方を示すことも有効である。これらによって、より具体的、建設的な意見が得られるとともに、方法書手続の目的の一つである、事業計画への早期段階での意見も得ることができる。なお、これらの情報は、事業計画の熟度を高めていく過程に応じて準備書の手続までに具体化し、環境影響評価の項目、調査・予測・評価手法の選定に反映させていく必要がある。

ア 「対象事業の種類」は、対象事業の種類のほか、設置、新設若しくは新築又は改築、改良若しくは変更の別を明らかにする。

イ 「対象事業の規模」は、道路事業であれば「道路の延長」のように、条例に規定する対象事業の規模要件に該当するかどうかを判定する数量である。数量の単位は、規則別表第1に用いる単位に準じる。

ウ 「対象事業が実施されるべき区域」は、対象事業が実施されるべき区域の住所を明らかにするとともに、対象事業が実施されるべき区域は、対象事業の実施に伴う自然的状況及び社会的状況を把握するためにも基礎となるので、広域図、周辺図、詳細図のように、縮尺及び範囲を変えた複数の図面で把握することが望ましい。

#### 〈参考〉

対象事業が実施されるべき区域を示す図面の種類

広域図：縮尺20万分の1程度（対象事業実施区域の概ね30～50kmの範囲）

周辺図：縮尺5万分の1程度（対象事業実施区域の概ね5～10kmの範囲）

広域図：縮尺5,000分の1程度（対象事業実施区域の概ね100～300mの範囲）

エ 工作物の種類、規模及び配置計画その他の土地の利用の概要

オ 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要

カ 切土、盛土その他の土地の造成を行う場合にあっては、当該土地の造成の概要

キ 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場の概要

ク 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要

ケ 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要

コ 「その他対象事業に関する事項」は、次に示す事項などについて整理する。

(7) 対象事業が実施されるべき区域の選定理由（自然的・社会的条件などの観点からの適地性）

(イ) 対象事業の実施に伴う環境保全に関する基本方針

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基準（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準をいう。以下同じ。）の確保の状況を含む。）
- (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

イ 社会的文化的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 行政区画の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (オ) 交通の状況
- (カ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (キ) 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備の状況及び将来の計画
- (ク) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域地区の状況その他の土地利用計画
- (ケ) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (コ) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況
- (ク) その他の事項

2 前項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握することとし、必要に応じ、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

[解説]

(1) 地域特性把握の範囲

ア 地域特性把握の範囲の考え方

地域特性把握の範囲は、以下の事項を満たす必要がある。

- ・各項目ごとの環境影響評価の調査地域を包含すること。
- ・環境影響評価の項目の選定、調査・予測・評価の手法の選定のために十分な